

香川県青少年保護育成条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第3号

香川県青少年保護育成条例施行規則等の一部を改正する規則
(香川県青少年保護育成条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県青少年保護育成条例施行規則(昭和27年香川県規則第37号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p style="text-align: center;"><u>第8号様式(第17条関係)</u></p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">写 真</p> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p>香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <p>この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">法 令 の 条 項</th> <th style="width: 20%;">該 当 の 有 無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</p> <p>2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p>	法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																	<p style="text-align: center;"><u>第8号様式(第17条関係)</u></p> <p style="text-align: center;">(表 面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">9センチメートル</p> <p style="text-align: center;">証 票</p> <p>第 号</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>写 真</p> <p style="text-align: center;">ス 押 タ シ 出 シ マ シ</p> </div> <div> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日</p> </div> </div> <p>上記の者は、香川県青少年保護育成条例第19条第1項の職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> <p style="text-align: right;">6.5センチメートル</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏 面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">香川県青少年保護育成条例(抜粋)</p> <p>(立入調査)</p> <p>第19条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、興行場その他の営業所(特定自動販売機等又は利用カード自動販売機の設置場所を含む。)に立ち入り、調査を行わせ、関係人から資料の提供を求めさせ、又は関係人に対して質問させることができる。</p> <p>2 前項の手続は、必要の最小限度において行うべきであつて、関係人の正常な業務を妨げるようなことがあってはならない。</p> <p>3 当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に対してこれを提示しなければ、第1項に規定する職務を行うことができない。</p> <p>4 前項の証票の様式は、規則で定める。</p> <p>5 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 第19条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、資料の提供をせず、若しくは虚偽の資料の提供をし、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> </div>
法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																		

(土地改良事業検査規則の一部改正)

第2条 土地改良事業検査規則（昭和29年香川県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
<p>(検査員) 第3条 略 2 検査員は、検査に際しては、<u>身分を示す証明書</u>（別記第1号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを呈示しなければならない。</p> <p><u>第1号様式（第3条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">職 名</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">写 真</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月</td> <td style="text-align: center;">日生</td> </tr> <tr> <td>年 月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td>交付</td> </tr> <tr> <td>年 月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td>限り有効</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">香川県知事 印</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">法 令 の 条 項</th> <th style="width: 30%;">該 当 の 有 無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> </div> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。 2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p>	職 名		写 真	氏 名	生年月日	年 月	日生	年 月	日	交付	年 月	日	限り有効	香川県知事 印			法 令 の 条 項	該 当 の 有 無															<p>(検査員) 第3条 略 2 検査員は、検査に際しては、<u>土地改良事業検査員の証</u>（別記第1号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを呈示しなければならない。</p> <p><u>第1号様式（第3条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">(縦6センチメートル 横8センチメートル)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">土地改良事業検査員の証</p> <p style="text-align: center;">香川県(職)</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">生 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">上記は土地改良事業検査規則第3条の規定による検査員であることを証する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">注 意</p> <p>本証は土地改良事業検査には必ず携行のこと。</p> <p>関係者の請求があったときは呈示すること。</p> <p>本証を紛失したときは直ちに届け出ること。</p> <p>転、退職のときは還付すること。</p> </div>
職 名				写 真																													
氏 名																																	
生年月日	年 月	日生																															
年 月	日	交付																															
年 月	日	限り有効																															
香川県知事 印																																	
法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																																

(香川県種雄畜検査条例施行規則の一部改正)

第3条 香川県種雄畜検査条例施行規則（昭和30年香川県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																						
<p>第8号様式（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 5px auto; text-align: center;">写 真</div> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p>香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <p>この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">法 令 の 条 項</th> <th style="width: 20%;">該当の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</p> <p>2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p>	法 令 の 条 項	該当の有無																					<p>第8号様式（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表 面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">香川県種雄畜検査員証明書</p> <p>所 属 名</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: center;">上記の者は、香川県種雄畜検査条例第4条第4項の 種雄畜検査員であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏 面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">香川県種雄畜検査条例（抜粋）</p> <p>(検査)</p> <p>第4条 検査は、毎年1回定期に行う。</p> <p>2 知事は、前項に定める検査のほか必要と認めるときは、臨時に検査を行うことができる。</p> <p>3 検査の期日及び場所はあらかじめ告示する。</p> <p>4 検査は、知事が命じた種雄畜検査員に行わせる。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第11条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、種雄畜検査員に、種雄畜を飼養する場所又は種付けを行う場所に立ち入り、種付台帳その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする種雄畜検査員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> </div> <p>備考 用紙の大きさは、日本産業規格B列8番とする。</p>
法 令 の 条 項	該当の有無																						

(香川県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第4条 香川県屋外広告物条例施行規則（昭和40年香川県規則第78号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p style="text-align: center;"><u>第23号様式（第27条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 40px; margin: 5px auto; text-align: center;">写 真</div> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法 令 の 条 項</th> <th style="text-align: center;">該 当 の 有 無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> </div> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</p> <p>2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p>	法 令 の 条 項	該 当 の 有 無															<p style="text-align: center;"><u>第23号様式（第27条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">←----- 8.5センチメートル -----></p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書 第 号</p> <p>所属名</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日</p> <p>上記の者は、香川県屋外広告物条例第44条第1項の職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 香川県知事 印</p> <p style="text-align: right;">↑ 5.5センチメートル ↓</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">香川県屋外広告物条例（抜粋）</p> <p style="text-align: center;">(報告、立入検査等)</p> <p>第44条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物表示者等又は屋外広告業を営む者その他の関係者に対し、広告物の表示若しくは掲出物件の設置若しくはこれらの管理若しくは屋外広告業の業務に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、営業所その他の事業所、広告物若しくは掲出物件の存する土地、建物等に立ち入り、広告物、掲出物件、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> </div>
法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																

(ため池の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 ため池の保全に関する条例施行規則（昭和41年香川県規則第88号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(身分を示す証明書) 第7条 条例第6条第3項に規定する身分を示す証明書は、<u>第6号様式</u>によるものとする。</p> <p><u>第6号様式（第7条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名 氏 名 生年月日 年 月 日生</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 40px;">写 真</div> <p>年 月 日交付 年 月 日限り有効</p> <p>香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">法 令 の 条 項</th> <th style="width: 30%;">該当の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。 2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p> </div>	法 令 の 条 項	該当の有無																	<p>(身分を示す証明書) 第7条 条例第6条第3項に規定する身分を示す証明書は、<u>身分証明書（第6号様式）</u>によるものとする。</p> <p><u>第6号様式（第7条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p>所 属： 氏 名：</p> <p>上記の者は、ため池の保全に関する条例第6条の規定により、ため池の管理の状況について検査を行う職員であることを証する。</p> <p>有効期限： 年 月 日から 年 月 日まで 発行年月日： 年 月 日 発 行 者：香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">裏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>ため池の保全に関する条例抜粋 (報告徴収及び検査)</p> <p>第6条 知事は、災害防止のため必要な限度において管理者からため池の管理についての報告を徴し、又は関係職員をしてため池の管理の状況について検査させることができる。</p> <p>2 知事は、前項の検査に管理者の立会を求めることができる。</p> <p>3 第1項の規定により検査をしようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。</p> </div>
法 令 の 条 項	該当の有無																		

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部改正)

第6条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和45年香川県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(身分証明書)

第2条 法第5条第5項（法第11条第2項及び法第17条第2項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、第1号様式によるものとする。

第1号様式（第2条関係）

(第1面)

第 号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付

年 月 日限り有効

写真

香川県知事 印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- 備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。

(身分証明書)

第2条 法第5条第5項（法第11条第2項及び法第17条第2項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第1号様式）とする。

第1号様式（第2条関係）

(表面)

----- 9センチメートル -----

第 号

身 分 証 明 書

所属名

職 名

氏 名

年齢

上記の者は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第5条第1項、第11条第1項及び第17条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域に関する調査のため、他人の土地に立ち入ることができる者であることを証明する。

年 月 日発行

年 月 日まで有効

香川県知事 印

↑ 6センチメートル ↓

(裏面)

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（抜粋）

(調査のための立入り)

第5条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の調査のためにやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2～4 (省略)

5 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6～10 (省略)

(立入検査)

第11条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第7条第1項、第8条第1項又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行なうために必要がある場合には、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地における急傾斜地崩壊防止工事若しくは制限行為の状況を検査することができる。

2 第5条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

3 (省略)

(土地の立入り等)

第17条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、都道府県営工事のためにやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 第5条第2項から第10項までの規定は、前項の場合について準用する。

(風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和45年香川県規則第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p><u>第7号様式(第8条関係)</u></p> <p>(第1面)</p> <div data-bbox="257 438 990 790" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> <div data-bbox="712 534 824 657" style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 70px; margin: 0 auto; text-align: center; vertical-align: middle;">写 真</div> </div> <p>(第2面)</p> <p>この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" data-bbox="273 880 974 1136"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">法 令 の 条 項</th> <th style="width: 30%;">該当の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</p> <p>2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p>	法 令 の 条 項	該当の有無																	<p><u>第7号様式(第8条関係)</u></p> <p>(表)</p> <div data-bbox="1281 438 1944 893" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、風致地区内における建築等の規制に関する条例第8条第1項の規定により、風致地区内の土地又は建物内に立ち入ることができる者であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> </div> <p>(裏)</p> <div data-bbox="1281 965 1944 1417" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">風致地区内における建築等の規制に関する条例(抄)</p> <p>第8条 知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。</p> <p>2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> </div>
法 令 の 条 項	該当の有無																		

(香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																				
<p>第35号様式（第84条関係）</p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">写 真</p> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p>香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法 令 の 条 項</th> <th style="text-align: center;">該 当 の 有 無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> </div> <p>備考 1. <u>法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</u></p> <p>2. 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p>	法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																	<p>第35号様式（第84条関係）</p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">写 真</p> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p>香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法 令 の 条 項</th> <th style="text-align: center;">該 当 の 有 無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> </div> <p>備考 1. <u>この証明書は、用紙1枚で作成することとする。</u></p> <p>2. 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る<u>条例</u>の条項を記載すること。</p> <p>3. 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p> <p>4. <u>記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。</u></p>	法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																
法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																																				
法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																																				

(香川県消費生活条例施行規則の一部改正)

第9条 香川県消費生活条例施行規則(昭和50年香川県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p><u>第2号様式(第11条関係)</u></p> <p>(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 50px; height: 50px; margin: 10px auto; text-align: center;">写 真</div> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p>香川県知事 印</p> </div> <p>(第2面)</p> <p>この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">法 令 の 条 項</th> <th style="width: 20%;">該当の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</p> <p>2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p>	法 令 の 条 項	該当の有無																	<p><u>第2号様式(第11条関係)</u></p> <p>(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; text-align: center;">写 真</div> <div> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日</p> </div> </div> <p>上記の者は、香川県消費生活条例第37条第1項の職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> </div> <p>(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">香川県消費生活条例(抜粋)</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第37条 知事は、第11条、第16条第2項、第19条又は第26条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> </div> <p>備考 用紙の大きさは、日本産業規格B列8番とする。</p>
法 令 の 条 項	該当の有無																		

(浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年香川県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																				
<p>第11号様式（第17条関係）</p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 50px; height: 50px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 50px;">写 真</div> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p>香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法 令 の 条 項</th> <th style="text-align: center;">該 当 の 有 無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> </div> <p>備考 1. <u>法令の条項の欄に、この証明書をを使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</u></p> <p>2. <u>該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</u></p>	法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																	<p>第11号様式（第17条関係）</p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 50px; height: 50px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 50px;">写 真</div> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p>香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法 令 の 条 項</th> <th style="text-align: center;">該 当 の 有 無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> </div> <p>備考 1. <u>この証明書は、用紙1枚で作成することとする。</u></p> <p>2. <u>法令の条項の欄に、この証明書をを使用して行う立入検査等に係る<u>条例</u>の条項を記載すること。</u></p> <p>3. <u>該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</u></p> <p>4. <u>記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。</u></p>	法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																
法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																																				
法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																																				

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第11条 児童福祉法施行細則（平成2年香川県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>第19号様式（第14条関係）</p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 50px; height: 50px; margin: 10px auto; text-align: center; vertical-align: middle;">写 真</div> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <p>この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">法 令 の 条 項</th> <th style="width: 20%;">該 当 の 有 無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</p> <p>2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p>	法 令 の 条 項	該 当 の 有 無															<p>第19号様式（第14条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">9.1センチメートル</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: right;">所 属</p> <p style="text-align: right;">職 名</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、児童福祉法第29条に規定する業務に従事する児童委員児童の福祉に関する事務に従事する職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">5.5 センチメートル</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">児 童 福 祉 法 (抜粋)</p> <p>第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。</p> <p>(1) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。</p> <p>(2) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項及び前項の承認（以下「措置に関する承認」という。）は、家事審判法の適用に関しては、これを同法第9条第1項甲類に掲げる事項とみなす。</p> <p>4～6 略</p> <p>第29条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。</p> </div>
法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																

(香川県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第12条 香川県福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年香川県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p><u>第10号様式（第14条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">年 月 日交付</p> <p style="text-align: right;">年 月 日限り有効</p> <p style="text-align: center;">香川県知事 印</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center; vertical-align: middle;">写 真</div> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">法 令 の 条 項</th> <th style="width: 20%;">該当の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> </div> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書をを使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</p> <p>2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p>	法 令 の 条 項	該当の有無															<p><u>第10号様式（第14条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: right;">所 属</p> <p style="text-align: right;">職 名</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、香川県福祉のまちづくり条例第19条第1項の規定により立入調査を行う職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行（使用期間1年）</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">香川県福祉のまちづくり条例（抜粋）</p> <p style="text-align: center;">(適合状況等の聴取及び立入調査)</p> <p>第19条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定施設整備主又は特定施設所有者等に対し、整備基準への適合状況その他必要な事項について聴取し、又はその職員に、特定施設若しくは特定施設の工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> </div>
法 令 の 条 項	該当の有無																

(特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

第13条 特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年香川県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>第15号様式（第17条関係）</p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 40px; margin: 5px auto; text-align: center; line-height: 40px;">写 真</div> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <p>この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">法 令 の 条 項</th> <th style="width: 20%;">該当の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</p> <p>2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p>	法 令 の 条 項	該当の有無															<p>第15号様式（第17条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p>所属名</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: 5px auto; text-align: center; line-height: 60px;">写 真</div> <p style="text-align: center;">特定非営利活動法人検査職員証</p> <p style="text-align: center;">この証を携帯する者は、特定非営利活動促進法第41条第1項（第64条第7項において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等を検査する職権を行うものである。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>特定非営利活動促進法（抜粋）</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。</p> </div>
法 令 の 条 項	該当の有無																

(香川県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第14条 香川県環境影響評価条例施行規則（平成11年香川県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p><u>第9号様式（第44条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 5px auto;">写 真</div> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">法 令 の 条 項</th> <th style="width: 20%;">該 当 の 有 無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> </div> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</p> <p>2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p>	法 令 の 条 項	該 当 の 有 無															<p><u>第9号様式（第44条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">香川県環境影響評価条例第33条第2項の規定による身分証明書</p> <p style="text-align: center;">所 属 名</p> <p style="text-align: center;">職名及び氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">香川県環境影響評価条例（抜粋）</p> <p style="text-align: center;">(立入調査)</p> <p>第33条 知事は、事業者が対象事業に係る工事に着手した後、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所又は対象事業が実施されている区域に立ち入り、環境の保全のための措置の実施の状況を調査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> </div>
法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																

(香川県農業協同組合等検査規則の一部改正)

第15条 香川県農業協同組合等検査規則(平成11年香川県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(検査員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 検査員は、検査を行うときは、<u>身分を示す証明書(別記様式)</u> <u>(犯罪による収益の移転防止に関する法律第16条第1項により検査を行う場合にあつては犯罪による収益の移転防止に関する法律第16条第1項の規定による検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式の特例に関する命令(令和3年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第4号)別記様式、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第36条第1項及び民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第44条第1項の規定により検査を行う場合にあつては内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省の所管する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する命令(令和3年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第4号)別記様式)</u>を携帯し、関係人の要求があるときはこれを提示しなければならない。</p>	<p>(検査員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 検査員は、検査を行うときは、<u>身分証明書(別記様式)</u>を携帯し、関係人の要求があるときはこれを提示しなければならない。</p>

別記様式（第4条関係）

（第1面）

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名		写 真
氏 名		
生年月日	年 月 日生	
年 月 日交付		
年 月 日限り有効		
香川県知事		印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- 備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。

別記様式（第4条関係）

（表 面）

身 分 証 明 書	第 号
写 真	所 属 名
	職 名
刻 印	氏 名
	生年月日 年 月 日
上記の者は、香川県農業協同組合等検査規則第4条第2項の検査員であることを証明する。	
年 月 日	香川県知事 印

（裏 面）

注 意
1 この身分証明書は、検査の際に必ず携帯しなければならない。
2 この身分証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 この身分証明書を紛失し、若しくは汚損したとき、又は記載事項に変更があったときは、直ちに知事に届け出て、再交付を受けなければならない。
4 検査員でなくなったときは、直ちにこの身分証明書を知事に返納しなければならない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B列8番とする。

(香川県砂防指定地管理条例施行規則の一部改正)

第16条 香川県砂防指定地管理条例施行規則（平成11年香川県規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>第10号様式（第13条関係）</p> <p>(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 40px; margin: 5px auto; text-align: center;">写 真</div> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p>香川県知事 国</p> </div> <p>(第2面)</p> <p>この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">法 令 の 条 項</th> <th style="width: 20%;">該当の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</p> <p>2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p>	法 令 の 条 項	該当の有無															<p>第10号様式（第13条関係）</p> <p>(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">9センチメートル</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書 第 号</p> <p style="text-align: center;">所 属 名</p> <p style="text-align: center;">職 名</p> <p style="text-align: center;">氏 名 年 齢</p> <p>上記の者は、香川県砂防指定地管理条例第20条第1項及び砂防法第23条第1項の規定により、砂防指定地に関する調査のため、他人の土地に立ち入ることができる者であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">年 月 日まで有効</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 国</p> </div> <p style="text-align: right; margin-right: 5px;">6センチメートル</p> </div> <p>(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">香川県砂防指定地管理条例（抜粋）</p> <p>(報告の徴収及び立入検査)</p> <p>第20条 知事は、治水上砂防のため必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該許可に係る土地に立ち入り、土地の状況を検査させることができる。</p> <p>2 前項又は法第23条第1項の規定により土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p style="text-align: center;">砂防法（抜粋）</p> <p>第23条 砂防ノ為必要ナルトキハ行政庁ハ第2条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地又ハ之ニ隣接スル土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ材料置場等ニ供シ又ハ已ムヲ得サルトキハ其ノ土地ニ現在スル障害物ヲ除却スルコトヲ得</p> <p>2 前項ノ適用ニ依リ損害ヲ受ケタル者ハ使用若ハ除却ノ後三箇月以内ニ補償金ヲ請求スルコトヲ得</p> </div>
法 令 の 条 項	該当の有無																

(香川県一般海域管理条例施行規則の一部改正)

第17条 香川県一般海域管理条例施行規則（平成12年香川県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(身分証明書)</p> <p>第8条 条例第16条第2項の身分を示す証明書は、<u>第6号様式</u>によるものとする。</p> <p><u>第6号様式（第8条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">写 真</p> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p>香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <p>この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">法 令 の 条 項</th> <th style="width: 30%;">該 当 の 有 無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</p> <p>2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p>	法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																	<p>(身分証明書)</p> <p>第8条 条例第16条第2項の身分を示す証明書は、<u>身分証明書（第6号様式）</u>によるものとする。</p> <p><u>第6号様式（第8条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">----- 9センチメートル -----</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: right;">所 属</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">職 名</p> <p>上記の者は、香川県一般海域管理条例第16条第1項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。</p> <p>交付年月日 年 月 日</p> <p>有効期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> <p style="text-align: right;">6センチメートル</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">香川県一般海域管理条例（抜粋）</p> <p style="text-align: center;">（報告、検査等）</p> <p>第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第3条第1項の許可を受けた者に対し一般海域の管理上必要な報告を求め、又はその職員に、当該許可に係る区域若しくは当該許可を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> </div>
法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																		

(解体工事業に係る登録の手續等に関する規則の一部改正)

第18条 解体工事業に係る登録の手續等に関する規則（平成13年香川県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>第3号様式（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 5px auto;">写 真</div> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p>香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法 令 の 条 項</th> <th style="text-align: center;">該 当 の 有 無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> </div> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</p> <p>2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p>	法 令 の 条 項	該 当 の 有 無															<p>第3号様式（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">9センチメートル</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> ←----- -----→ </div> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: center;">所 属 名</p> <p style="text-align: center;">職名及び氏名</p> <p style="text-align: center;">上記の者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第37条第1項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> <div style="position: absolute; right: -20px; top: 50%; transform: translateY(-50%); font-size: 2em;">↑ 6 セ ン チ メ ー ト ル ↓</div> </div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（抜粋）</p> <p style="text-align: center;">(報告及び検査)</p> <p>第37条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内で解体工事業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その業務又は工事施工の状況につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> </div>
法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																

(香川県動物の愛護及び管理に関する規則の一部改正)

第19条 香川県動物の愛護及び管理に関する規則(平成13年香川県規則第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(立入検査職員の身分証明書)</p> <p>第13条 条例第22条第2項の証明書は、<u>第2号様式</u>によるものとする。</p> <p>(犬又は猫の引取り及び返還の申請)</p> <p>第14条 法第35条第1項本文の規定により犬又は猫の引取りを求める所有者は、犬又は猫の引取申請書(<u>第5号様式</u>)を保健所長に提出しなければならない。</p> <p>2 法第35条第1項本文(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により引き取られた犬若しくは猫又は条例第15条第1項の規定により収容された犬の返還を受けようとする者は、犬又は猫の返還申請書(<u>第6号様式</u>)を当該犬又は猫を保管している保健所長に提出しなければならない。</p>	<p>(立入検査職員の身分証明書)</p> <p>第13条 条例第22条第2項の証明書は、<u>第5号様式</u>によるものとする。</p> <p>(犬又は猫の引取り及び返還の申請)</p> <p>第14条 法第35条第1項本文の規定により犬又は猫の引取りを求める所有者は、犬又は猫の引取申請書(<u>第6号様式</u>)を保健所長に提出しなければならない。</p> <p>2 法第35条第1項本文(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により引き取られた犬若しくは猫又は条例第15条第1項の規定により収容された犬の返還を受けようとする者は、犬又は猫の返還申請書(<u>第7号様式</u>)を当該犬又は猫を保管している保健所長に提出しなければならない。</p>

第2号様式（第11条、第13条関係）

（第1面）

第 号		立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名		写 真	
氏 名			
生年月日	年 月 日生		
年 月 日交付			
年 月 日限り有効			
香川県知事		印	

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- 備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を 사용하여 行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。

第4号様式（第12条関係）

略

第2号様式（第11条関係）

（表面）

8 cm			第 号
写 真	身 分 証 明 書		
		所 属	
		職 名	
		氏 名	
		生年月日	年 月 日
年 月 日			
		香川県知事	印

6 cm

上記の者は、香川県動物の愛護及び管理に関する条例第15条第1項の職員であることを証明する。

（裏面）

香川県動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

（犬の収容）

第15条 知事は、所有者の判明していない犬があるときは、その職員をしてこれを収容させることができる。

2 職員は、収容しようとしている犬が他人の土地に入った場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その土地（人の住居の用に供されている土地を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その土地の管理者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでない。

3 職員が第1項の規定による犬の収容に従事するときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の求めにより、これを提示しなければならない。

4 略

第4号様式（第12条関係）

略

第5号様式（第13条関係）

(表 面)

8 cm

第 号

写 真	身 分 証 明 書 所 属 職 名 氏 名 生年月日 年 月 日
------------	---

6 cm

上記の者は、香川県動物の愛護及び管理に関する条例第22条第1項の職員であることを証明する。

年 月 日

香川県知事 印

(裏 面)

香川県動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

(報告の徴収及び立入検査)

第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、犬又は特定動物の飼い主に対し必要な報告を求め、又はその職員に、飼養施設の所在する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第6号様式（第14条関係）

略

第7号様式（第14条関係）

略

第5号様式（第14条関係）

略

第6号様式（第14条関係）

略

(特定建設資材に係る分別解体等及び再資源化等の実施に関する規則の一部改正)

第20条 特定建設資材に係る分別解体等及び再資源化等の実施に関する規則（平成14年香川県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>別記様式（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 40px; margin: 5px auto; text-align: center;">写 真</div> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <p>この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">法 令 の 条 項</th> <th style="width: 20%;">該当の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</p> <p>2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p>	法 令 の 条 項	該当の有無															<p>別記様式（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">写 真</div> <div style="width: 60%;"> <p>所属名</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日</p> </div> <div style="border-left: 1px dashed black; width: 15%; text-align: center;">5.5センチメートル</div> </div> <p>上記の者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">年 月 日まで有効</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（抜粋）</p> <p style="text-align: center;">(立入検査)</p> <p>第43条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、対象建設工事の現場又は対象建設工事受注者の営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(6) 第43条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> </div>
法 令 の 条 項	該当の有無																

(住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する規則の一部改正)

第21条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する規則（平成14年香川県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>第3号様式（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 40px; margin: 5px auto; text-align: center;">写 真</div> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">法 令 の 条 項</th> <th style="width: 20%;">該 当 の 有 無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> </div> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</p> <p>2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p>	法 令 の 条 項	該 当 の 有 無															<p>第3号様式（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">8センチメートル</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 5px auto;">写 真</div> <p style="margin-left: 100px;">所 属</p> <p style="margin-left: 100px;">職 名</p> <p style="margin-left: 100px;">氏 名</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">6センチメートル</p> </div> <p>上記の者は、住民基本台帳法第30条の39第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">住民基本台帳法（抜粋）</p> <p style="text-align: center;">(報告及び検査)</p> <p>第30条の39 都道府県知事は、前条第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> </div>
法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																

(香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則の一部改正)

第22条 香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例施行規則（平成14年香川県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																				
<p>第6号様式（第10条関係）</p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p style="text-align: right;">写真</p> <p>香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <p>この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">法 令 の 条 項</th> <th style="width: 20%;">該 当 の 有 無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を 사용하여行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</p> <p>2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p>	法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																	<p>第6号様式（第10条関係）</p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p style="text-align: right;">写真</p> <p>香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <p>この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">法 令 の 条 項</th> <th style="width: 20%;">該 当 の 有 無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1 <u>この証明書を、用紙1枚で作成することとする。</u></p> <p>2 法令の条項の欄に、この証明書を 사용하여行う立入検査等に係る<u>条例</u>の条項を記載すること。</p> <p>3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p> <p>4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。</p>	法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																
法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																																				
法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																																				

(香川県魚介類行商に関する条例施行規則の一部改正)

第23条 香川県魚介類行商に関する条例施行規則（平成15年香川県規則第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p><u>第7号様式（第8条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">写 真</p> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p>香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <p>この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">法 令 の 条 項</th> <th style="width: 20%;">該 当 の 有 無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</p> <p>2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p>	法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																	<p><u>第7号様式（第8条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">8センチメートル</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: center;">所 属</p> <p style="text-align: center;">職 名</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">生年月日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">写 真</p> <p>上記の者は、香川県魚介類行商に関する条例第9条第1項の職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> <p style="text-align: right;">6センチメートル</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">香川県魚介類行商に関する条例（抜粋）</p> <p style="text-align: center;">（報告、検査等）</p> <p>第9条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、行商者に対し、魚介類行商に関する報告を求め、又はその職員に、販売の用に供する魚介類、行商容器その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により検査又は質問をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> </div>
法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																		

(香川県企業誘致条例施行規則の一部改正)

第24条 香川県企業誘致条例施行規則（平成16年香川県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																									
<p>第10号様式（第17条関係）</p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">職 名</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">写 真</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>年 月 日生</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日交付</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日限り有効</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">香川県知事 印</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">法 令 の 条 項</th> <th style="width: 20%;">該当の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> </div> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</p> <p>2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p>	職 名	写 真		氏 名		生年月日	年 月 日生		年 月 日交付			年 月 日限り有効			香川県知事 印			法 令 の 条 項	該当の有無															<p>第10号様式（第17条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">←----- 8.5センチメートル -----></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">写 真</td> <td style="width: 60%; text-align: center;">身 分 証 明 書</td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">第 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">所 属</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">職 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日生</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">上記の者は、香川県企業誘致条例第9条第1項の規定による立入調査をすることができる職員であることを証明する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日発行</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">香川県知事</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 10px;">↑ 5.5センチメートル ↓</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">香川県企業誘致条例（抜粋）</p> <p style="text-align: center;">(報告及び調査)</p> <p>第9条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、指定企業に対して報告を求め、又はその職員に、当該対象施設その他の事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> </div>	写 真	身 分 証 明 書	第 号		所 属			職 名			氏 名				年 月 日生	上記の者は、香川県企業誘致条例第9条第1項の規定による立入調査をすることができる職員であることを証明する。					年 月 日発行		香川県知事	印
職 名	写 真																																																									
氏 名																																																										
生年月日	年 月 日生																																																									
年 月 日交付																																																										
年 月 日限り有効																																																										
香川県知事 印																																																										
法 令 の 条 項	該当の有無																																																									
写 真	身 分 証 明 書	第 号																																																								
	所 属																																																									
	職 名																																																									
	氏 名																																																									
		年 月 日生																																																								
上記の者は、香川県企業誘致条例第9条第1項の規定による立入調査をすることができる職員であることを証明する。																																																										
		年 月 日発行																																																								
	香川県知事	印																																																								

(香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則の一部改正)

第25条 香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則（平成16年香川県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(ふぐ衛生監視員)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 条例第30条第2項の証票は、<u>第16号様式</u>によるものとする。</p> <p><u>第16号様式（第30条関係）</u></p> <p>(第1面)</p> <div data-bbox="257 590 990 941" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 40px; margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center; vertical-align: middle;">写 真</div> </div> <p>(第2面)</p> <div data-bbox="257 970 990 1292" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">法 令 の 条 項</th> <th style="width: 20%;">該 当 の 有 無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> </div> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</p> <p>2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p>	法 令 の 条 項	該 当 の 有 無															<p>(ふぐ衛生監視員)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 条例第30条第2項の証票は、<u>ふぐ衛生監視員証（第16号様式）</u>によるものとする。</p> <p><u>第16号様式（第30条関係）</u></p> <p>(表面)</p> <div data-bbox="1317 590 1915 997" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">8センチメートル</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 100px; text-align: center; vertical-align: middle;">写 真</div> <div style="text-align: right;"> <p>第 号</p> <p>ふ ぐ 衛 生 監 視 員 証</p> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日</p> </div> <div style="border-left: 1px solid black; width: 10px; height: 100px; text-align: center; vertical-align: middle;">6センチメートル</div> </div> <p>上記の者は、香川県ふぐの処理等に関する条例第30条第1項の職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> </div> <p>(裏面)</p> <div data-bbox="1317 1045 1881 1428" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">香川県ふぐの処理等に関する条例（抜粋）</p> <p>(報告、立入検査等)</p> <p>第30条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ふぐ処理業者、ふぐ処理師その他これらの関係者に対し、その業務に関する報告を求め、又はその職員に、ふぐ処理施設その他の事業所に立ち入り、処理の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> </div>
法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																

(香川県放置自動車の処理に関する条例施行規則の一部改正)

第26条 香川県放置自動車の処理に関する条例施行規則（平成17年香川県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p><u>第2号様式（第4条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 50px; height: 50px; margin: 10px auto; text-align: center;">写 真</div> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <p>この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">法 令 の 条 項</th> <th style="width: 20%;">該当の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</p> <p>2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p>	法 令 の 条 項	該当の有無															<p><u>第2号様式（第4条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; text-align: center;">写 真</div> <div> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">8センチメートル</p> <p>上記の者は、香川県放置自動車の処理に関する条例第5条第1項の職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">香 川 県 知 事 印</p> <p style="text-align: right;">(香川県病院事業管理者) (香川県教育委員会教育長) (香川県警察本部長)</p> <p style="text-align: right;">6センチメートル</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">香川県放置自動車の処理に関する条例（抜粋）</p> <p>(警告書のはり付け及び調査)</p> <p>第5条 知事は、次に掲げる場合は、その職員に、放置自動車の撤去を促すための警告書（以下「警告書」という。）を放置自動車の見やすい箇所にはり付けさせるとともに、放置自動車の所有者等及びその所在、状態その他の事項について調査をさせることができる。</p> <p>(1) 県が所有し、又は管理する土地に放置自動車があるとき。</p> <p>(2) 特に良好な景観の維持を図るべき地域として規則で定めるものに放置自動車がある場合であって、その放置されている場所の土地を所有し、又は管理する者から当該放置自動車の処理の要請があったとき。</p> <p>2 前項の規定により調査をする職員は、放置自動車の車外からの調査では当該放置自動車の所有者等又はその所在が判明しないときに限り、同項の調査に必要な範囲内で当該放置自動車の車内に立ち入ることができる。この場合において、当該放置自動車が施錠されているときは、これを解除することができる。</p> <p>3 第1項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p style="text-align: center;">香川県放置自動車の処理に関する条例施行規則（抜粋）</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第11条 県が所有し、又は管理する土地のうち病院事業の管理者、教育長又は警察本部長が所管するものに放置自動車がある場合の次に掲げる事務は、病院事業の管理者、教育長又は警察本部長に委任する。</p> <p>(1) 条例第5条第1項の規定による警告書のはり付け及び調査</p> </div>
法 令 の 条 項	該当の有無																

(都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部改正)

第27条 都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則（平成17年香川県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(身分証明書の様式)</p> <p>第13条 法第82条第2項の証明書は、<u>第15号様式</u>によるものとする。</p> <p><u>第15号様式（第13条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center;">写 真</div> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p>香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">法 令 の 条 項</th> <th style="width: 20%;">該 当 の 有 無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> </div> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</p> <p>2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p>	法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																	<p>(身分証明書の様式)</p> <p>第13条 法第82条第2項の証明書は、<u>身分証明書（第15号様式）</u>によるものとする。</p> <p><u>第15号様式（第13条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">8センチメートル</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; text-align: center;">写 真</div> <div style="text-align: center;"> <p>第 号</p> <p>身 分 証 明 書</p> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> </div> </div> <p style="text-align: right;">8センチメートル</p> <p>上記の者は、都市計画法第82条第1項の規定により、立入検査をすることができる者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">都 市 計 画 法 (抜 粋)</p> <p>(立入検査)</p> <p>第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。</p> <p>2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> </div>
法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																		

(香川県石綿による健康被害の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第28条 香川県石綿による健康被害の防止に関する条例施行規則（平成17年香川県規則第120号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p><u>第4号様式（第10条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center; vertical-align: middle;">写 真</div> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <p>この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">法 令 の 条 項</th> <th style="width: 20%;">該当の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</p> <p>2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p>	法 令 の 条 項	該当の有無															<p><u>第4号様式（第10条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">香川県石綿による健康被害の防止に関する条例 第15条第2項の規定による身分証明書</p> <p style="text-align: center;">所属名</p> <p style="text-align: center;">職名及び氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">香川県石綿による健康被害の防止に関する条例（抜粋） (立入検査)</p> <p>第15条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定石綿吹付け材等を使用し、若しくは使用しているおそれがある建築物内に立ち入り、大気中の石綿の粉じんの飛散状況、石綿飛散防止措置等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第18条 第15条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、10万円以下の罰金に処する。</p> </div>
法 令 の 条 項	該当の有無																

(香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則の一部改正)

第29条 香川県認定こども園の認定、認可等に関する規則（平成18年香川県規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p style="text-align: center;"><u>第9号様式（第15条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 40px; margin: 5px auto; text-align: center;">写 真</div> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法 令 の 条 項</th> <th style="text-align: center;">該 当 の 有 無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書をを使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</p> <p>2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p> </div>	法 令 の 条 項	該 当 の 有 無															<p style="text-align: center;"><u>第9号様式（第15条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right;">8センチメートル</p> <p style="text-align: right;">6センチメートル</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 5px auto; text-align: center;">写 真</div> <p style="text-align: right;">所 属</p> <p style="text-align: right;">職 名</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">生年月日 年 月 日</p> <p>上記の者は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条第1項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(抜粋) (報告の徴収等)</p> <p>第19条 都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。第28条から第30条まで並びに第34条第3項及び第9項を除き、以下同じ。）は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> </div>
法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																

(香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正)

第30条 香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成19年香川県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(業務の監督)

第28条 略

2 前項の規定により検査する職員は、身分を示す証明書（第2号様式）を携帯し、関係人の求めがあるときは、これを提示しなければならない。

3 略

(業務の監督)

第28条 略

2 前項の規定により検査する職員は、身分証明書（第2号様式）を携帯し、関係人の求めがあるときは、これを提示しなければならない。

3 略

第2号様式（第28条関係）

第2号様式（第28条関係）

(第1面)

第 号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日生

写 真

年 月 日交付

年 月 日限り有効

香川県知事 印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該 当 の 有 無

- 備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。

(表面)

8センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

所 属 名

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、公益信託ニ関スル法律第3条及び第4条第1項並びに香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第28条第1項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。

年 月 日

香川県知事 印

5.5センチメートル

(裏面)

公益信託ニ関スル法律（抜粋）

第3条 公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス

第4条 主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得

香川県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（抜粋）

(業務の監督)

第28条 知事は、必要があると認めるときは、法第3条及び第4条第1項の規定により、受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、財産の供託の命令その他の必要な命令をし、又は当該職員に、受託者の事務所その他業務に係るのある場所に立ち入り、当該信託事務及び信託財産の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により検査する職員は、身分証明書（第2号様式）を携帯し、関係人の求めがあるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第31条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成19年香川県規則第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(身分証明書)</p> <p>第2条 法第5条第5項（法第22条第2項及び第30条第2項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、<u>第1号様式</u>によるものとする。</p> <p><u>第1号様式（第2条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center; vertical-align: middle;">写 真</div> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">法 令 の 条 項</th> <th style="width: 30%;">該 当 の 有 無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</p> <p>2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p> </div>	法 令 の 条 項	該 当 の 有 無															<p>(身分証明書)</p> <p>第2条 法第5条第5項（法第22条第2項及び第30条第2項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、<u>身分証明書（第1号様式）</u>によるものとする。</p> <p><u>第1号様式（第2条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第5条第1項及び第30条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、並びに同法第22条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。</p> <p>交付年月日 年 月 日</p> <p>有効期限 年 月 日から</p> <p> 年 月 日まで</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抜粋） <small>（基礎調査のための土地の立入り等）</small></p> <p>第5条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>5 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>6～10 (省略)</p> <p>第22条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第10条第1項、第17条第1項、第18条第2項、第19条又は前条第1項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。</p> <p>2 第5条第5項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>3 (省略)</p> <p><small>（緊急調査のための土地の立入り等）</small></p> <p>第30条 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。</p> <p>2 (省略)</p> </div>
法 令 の 条 項	該 当 の 有 無																

(児童虐待の防止等に関する法律の規定による立入調査等を行う者の身分を証明する証票を定める規則の一部改正)
 第32条 児童虐待の防止等に関する法律の規定による立入調査等を行う者の身分を証明する証票を定める規則（平成20年香川県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
<p>児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第8条の2第1項、第9条第1項、<u>第9条の2第1項及び第9条の6</u>に規定する証票は、<u>別記様式</u>によるものとする。</p> <p><u>別記様式</u></p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">職 名</td> <td rowspan="4" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">写 真</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td>生年月日 年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>年 月 日交付 年 月 日限り有効</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">法 令 の 条 項</th> <th style="width: 20%;">該当の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> </div> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。 2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p>	職 名	写 真	氏 名	生年月日 年 月 日生	年 月 日交付 年 月 日限り有効	法 令 の 条 項	該当の有無															<p>児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第8条の2第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項に規定する証票は、<u>第1号様式</u>によるものとし、<u>同法第9条の6</u>に規定する証票は、<u>第2号様式</u>によるものとする。</p> <p><u>第1号様式</u></p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">9.1センチメートル</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">身 分 証 明 書</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">第 号</td> <td rowspan="5" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">5.5 センチ メートル</td> </tr> <tr> <td>所 属</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>職 名</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>年 月 日生</td> <td> </td> </tr> </table> <p>上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項に規定する業務に従事する児童委員 児童の福祉に関する事務に従事する職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）</p> <p>(出頭要求等) 第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。</p> <p>2 略 (立入調査等) 第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。</p> <p>2 略 (再出頭要求等) 第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。</p> <p>2 略</p> </div>	身 分 証 明 書	第 号	5.5 センチ メートル	所 属		職 名		氏 名		年 月 日生	
職 名	写 真																																
氏 名																																	
生年月日 年 月 日生																																	
年 月 日交付 年 月 日限り有効																																	
法 令 の 条 項	該当の有無																																
身 分 証 明 書	第 号	5.5 センチ メートル																															
所 属																																	
職 名																																	
氏 名																																	
年 月 日生																																	

第2号様式

(表)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> ← 9.1センチメートル → 5.5 センチメートル </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>第 号</p> <p>身 分 証 明 書</p> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第1項及び第2項に規定する業務に従事する児童の福祉に関する事務に従事する職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> </div>

(裏)

<p style="text-align: center;">児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）</p> <p style="text-align: center;">（臨検、搜索等）</p> <p>第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。</p> <p>3～6 略</p> <p style="text-align: center;">（身分の証明）</p> <p>第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>
--

(養蜂振興法施行細則の一部改正)

第33条 養蜂振興法施行細則（平成25年香川県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p><u>第4号様式（第4条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 40px; margin: 5px auto; text-align: center;">写 真</div> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p>香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">法 令 の 条 項</th> <th style="width: 20%;">該当の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> </div> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</p> <p>2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p>	法 令 の 条 項	該当の有無															<p><u>第4号様式（第4条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; text-align: center;">写 真</div> <div> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日</p> </div> </div> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">養蜂振興法（抜粋）</p> <p>(報告及び立入検査)</p> <p>第9条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第13条 第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の罰金に処する。</p> </div>
法 令 の 条 項	該当の有無																

(香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例施行規則の一部改正)

第34条 香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例施行規則（平成30年香川県規則第13号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>第2号様式（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 40px; margin: 5px auto; text-align: center;">写 真</div> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <p style="text-align: center;">この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">法 令 の 条 項</th> <th style="width: 20%;">該当の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書をを使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</p> <p>2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p>	法 令 の 条 項	該当の有無															<p>第2号様式（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">← 8.5センチメートル →</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書 第 号</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; width: 40%; height: 60px; text-align: center;">写 真</div> <div style="width: 55%;"> <p style="text-align: right;">所 属</p> <p style="text-align: right;">職 名</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">上記の者は、香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例第11条第1項の調査を行う職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日交付</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">5.4センチメートル</p> </div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる 社会づくり条例（抜粋）</p> <p style="text-align: center;">(事実の調査)</p> <p>第11条 知事は、助言等の求めがあったときは、当該求めに係る事実の調査を行うものとする。</p> <p>2 対象事案の当事者（助言等の求めを行った者を含む。以下「関係当事者」という。）その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 第1項の調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> </div>
法 令 の 条 項	該当の有無																

(農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行細則の一部改正)

第35条 農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行細則（令和元年香川県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p style="text-align: center;"><u>第13号様式（第3条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 40px; margin: 5px auto; text-align: center;">写 真</div> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p>香川県知事 国</p> </div> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <p>この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">法 令 の 条 項</th> <th style="width: 20%;">該当の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。</p> <p>2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p>	法 令 の 条 項	該当の有無															<p style="text-align: center;"><u>第13号様式（第3条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: center;">所 属 :</p> <p style="text-align: center;">氏 名 :</p> <p>上記の者は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第18条の規定により、農業用ため池及び他人の占有する土地に立ち入って測量若しくは調査をする職員であることを証する。</p> <p style="text-align: center;">有 効 期 限 : 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p style="text-align: center;">発 行 年 月 日 : 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">発 行 者 : 香川県知事 国</p> </div> <p style="text-align: center;">裏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農業用ため池の管理及び保全に関する法律抜粋 (報告徴収及び立入調査)</p> <p>第18条 都道府県知事は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、農業用ため池の所有者等に対しその管理の状況に関する報告を求め、又は当該職員若しくはその委任した者に当該農業用ため池に立ち入らせ、測量若しくは調査を行わせることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項に定めるもののほか、第七条第一項の規定による指定その他の処分をするため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、当該職員又はその委任した者に立ち入らせることができる。</p> <p>3 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>4 第一項又は第二項の規定により立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。</p> <p>5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第二項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>6 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>7 都道府県は、第二項の規定による立入りによって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。</p> <p>8 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による立入りについて必要があると認めるときは、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。</p> </div>
法 令 の 条 項	該当の有無																

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。